請願第１号

リニア・トンネル工事について市民の安全安心を求める請願

2021 年 12 月議会において「継続審査」となった政策経営部 請願 14 号『リニア・トンネル工事について市民の安全・安心のための請願書』（賛同人 747 名）を新議会に改めて提出いたします。

【請願趣旨】

JR東海によるリニア中央新幹線建設のため町田市内の東西約10kmに及ぶトンネル掘削工事が いよいよ着工されようとしています。 この工事は「大深度地下法」の適用によるもので認可した国交省の論拠は「地下40m以深の工事は地上への影響は生じない」というものです。しかし 一昨年10月、調布市で東京外環道工事に起因する陥没事故が発生し 民家に被害を及ぼしたことで その前提は崩れました。

町田市内のリニア・トンネルは 全長の90％以上が大深度地下工事であり、工法も外環道工事と同じ シールド工法です。 外環道事故を受けて JR 東海は昨年9月に町田市内2か所で『大深度区間のシールド・トンネルにおける安全・安心等の取り組みについての説明会』を開催し、工事前の家屋調査実施を表明しました。

この説明会については以下の問題点がありました。

1, JR 東海による開催告知は 計画路線の左右40mの範囲内に限定された。
2, 交通不便な2会場のみ、と少なく、参加しにくい設定であった。
3, 工事による地上への影響が出た場合の対応や 家屋調査の具体的内容など、周辺住民が知りたい事についての説明が不十分。
4, 質問希望者多数を残して質問を打ち切った。(鶴川中学会場)
5, 市民からの説明会再開催の要望に対し、トンネル掘削の説明会までは行わない、と拒否。
6, その後の市民からの質問は 電話での応対か品川工事事務所への来訪応対に限定されている。

このような JR 東海の姿勢では 参加者はもとより、周辺住民、近隣市民が「安全」且つ「安心」できる状況にありません。

自治体の対応例として、静岡県は県民の命の水として大井川の水量確保を JR 東海に強く迫っています。このように、住民が安心して生活できるために動くことが 地方自治体の役割ではないでしょうか。町田市においても、単に JR 東海との橋渡し役に終わることなく、市民の側に立って 積極的に市民の安全と安心のために対応されるよう請願するものです。

上記 12 月議会に提出した趣旨に加えて、12 月の総務常任委員会審議内容に関連して以下

の請願趣旨説明を追加いたします。

昨年9月の説明会は、町田市内でたった2か所しか開かれませんでした。しかも、告知は計画路線の左右40mの限られた家屋へのポスティングに限定されると共に、そのチラシにはどちらか一ケ所の説明会のことしか案内されていません。「周辺」住民にとってはたった1回の機会しか告知されなかったのです。(市内に立坑建設計画が発表された2013年には市内6か所で説明会が開かれています。)説明会は時間制限され、質問打ち切りとなりました。その続きの開催をJRや町田市企画政策課に求めてもまともに応えてくれません。これでは「説明会はやりました」という形づくりと受け止められても仕方ありません。町田市もその形式を追認することになります。

JR東海が個別の質問に対応していると言っても、平日の9時～17時に限定され、電話か品川の事務所に出向くしか方法がありません。メール、FAX、郵便という方法では対応してくれません。勤労者が容易に問い合わせできる状況にないのです。そもそも、他人の土地の地下に勝手にトンネルを掘ろうとしている当事者の方が、町田市に出向いてくるということが常識的な対応ではないでしょうか。(品川区や川崎市など他の行政区には事務所が置かれています。)

JR東海が40mの根拠としてるトンネル技術協会の「指針」は20年以上前の1999年に出されたものです。一昨年起こった調布陥没事故の補償範囲がトンネルから80m離れた所もあるという近年の知見を取り入れていません。40m以遠の住民の不安に対応すべきです。このように家屋調査をもぐってもまだまだ説明会や住民の声を聞くことが必要で、トンネル工事開始前に行われる説明会では遅すぎます。

JR東海からの報告を聞くばかりでなく、市民の声を受けとめる市政を進めていただくよう請願するものです。

【請願項目】

一、リニアトンネル工事による危険等から市民の安全と財産を守る立場から 町田市としても情報を市民に 積極的に伝えると共に、市民からの「問い合わせ窓口」を設置し、必要に応じて JR東海担当者を招いて 市民の不安や疑問に対応するよう求めます。

一、町田市としてJR東海に対し以下の項目を要請してください。

(1)昨年 9 月に行った説明会では不十分であることを伝え、至急追加の説明会を開催するなど対応を求めること。

(2)トンネル直上から両側40mの範囲に限らず、隣接する土地についても 地権者からの要望があれば 家屋調査の実施を求めること。